

とう 闘 か 華

発行:ユニオン東京合同

発行人:佐藤陽治

東京都千代田区三崎町2-17-8 皆川ビル 301

TEL&FAX 03-3262-4440

メール info@union-tg.org

ブログ <http://blog.union-tg.org/>

ホームページ <http://www.union-tg.org/>

郵便振替 00110-8-120661

ブリタニカ闘争・1月29日東京地裁に提訴!

ブリタニカ闘争の報告をいたします。

1月29日組合は、日本ブリタニカによる不当解雇についての昨年7月29日付中央労働委員会不当命令の取消しを求める訴状を東京地裁に提出し、同日受理された。これにより中労委命令に対する闘いが東京地裁の場で行われることになる。

この行政訴訟については昨年秋から準備を進めていたが、日々の闘争に追われる中、実際の手続きは遅れ、弁護士に直接依頼したのは訴訟期限の3日前で、駆け込み訴訟となった。

訴状のポイントは2つである。

第1. 日本ブリタニカは、事業閉鎖、340人全社員解雇についてシカゴ本社と直接交渉を行ったのは奥井社長一人だけでありながら、なぜ事業閉鎖、全員解雇なのかについて、一度といえども明らかにしていない。

組合との団交は現在まで39回行われたが、奥井社長は1回も出席していない。奥井社長に代わって団交に出席している交渉員も、シカゴ本社との交渉経過を明らかにしていない。あまつさえ、組合の団交録音を理由に沈黙してしまう。これは団交拒否であり、全員解雇は絶対必要条件だったのかは闇の中である。

第2. 中労委における渡辺公益委員による不当な訴訟指揮である。都労委、中労委を通じて会社側が「シカゴとの交渉経緯」について全く明らかにしていないことに対し、渡辺公益委員自身が関心を持ち、奥井社長の証人出頭と、「交渉経過」を陳述書にして提出するよう要請した経緯がある。しかし、会社側の拒否にあうと、なぜか理由も示さず事実の解明を断念し、そのうえ、組合が要求した奥井社長証人出頭の強制喚問要請に対しても、理由を全く示さず却下したのである。命令では、中労委要請の事実そのものも一切隠してしまったのである。

事業閉鎖、340人全員解雇の理由はまったく明らかにされないまま強行され、その隠蔽に中労委が加担したのである。

今後組合は現場における闘いを軸に、さらに闘いを強化していく。



育成会分会報告**労働委員会闘争報告
全日本手をつなぐ育成会事件審問**

ユニオン東京合同が、社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会（以下法人）に対し、団交拒否の不当労働行為で07年12月に東京都労働委員会へ救済申立をして以来、調査に時間をとられましたが、ようやく反動的な労働委員会を動かし、第1回審問（石川証人主尋問その1）は08年11月14日、第2回審問（主尋問その2）は12月10日、第3回審問（反対尋問）が09年1月23日に行われましたので、今回はその報告をします。組合は甲号証として、1～8回までの団交記録や多数の書類を労働委員会に提出しています。審問では、団交拒否を中心とした不当労働行為性を第1回から第8回までの団交の経緯を見ていく形でまず石川証人が行い、法人の変質の内容などは、次の証人で明らかにする計画です。

第1回審問での主尋問は、団交の第1回目（07年5月17日）からずっと続けて出席してきた石川証人に、箕曲代理人が団交の各回ごとに、出席者、内容について事実に基づき質問していきます。第1回目団交は藤原理事長（当時）、松友常務理事（当時）が出席の上、組合側も職員がほぼ全員出席する形でした。以後団交には職員全員が参加できる形を約束しました。これは、この育成会分会ができる経緯と関係があります。08年2月に法人は、職員に対し職務命令という形で特別監査を実施し、4月になって事実にはさまない特別監査報告書を認め、当時の事務局長を突然理由も言わずに解職を決定し辞令を出すという暴挙が行われました。これについて職員からはさまざまな意見書や抗議書などを法人に出してきましたので、事務局長の解職問題をはじめ、特別監査報告書の撤回を求めるために団交をスタートさせたのですから、この形をとることは当然のことでした。

第2回団交（5月24日）については、「第2回団体交渉の議事録」を作った経緯を証言しました。第3回、第4回と団交の記録の中で法人の理事た

ちが発言した言葉から、法人が組合との話し合い路線でいくことや、特別監査報告書を精査すること、また全日本育成会の機関誌「手をつなぐ」6月号に法人の特別監査にかかわる報告を一方的に書いていることから、次の7月号に両論併記のため職員側の意見を掲載することを法人側は約束し実行されたことを証言しました。このあたりの団交までは法人の対応はまだ比較的良かったのでした。

ところが、第5回目の団交から大きく展開が変わります。第4回目の団交（7月5日）の後、7月20日に団交拒否の文章をFAXで送りつけてきたのです。まさに急転直下でした。この点についても団交の記録の中から理事たちの発言を通して法人の組織的な不当労働行為を証言しました。さらに第7回までの団交の中でいかに法人の組合に対する組織的な過ちをしたかを証人が事実に基づき証言しました。

第2回審問では、前回に続き石川証人の主尋問の続きです。第1回目主尋問の補足的なことを確認的に聞いたうえで、また7回、8回団交の中での団交団の発言より、組合とは協議しないという法人側のはっきりした発言を証言していきました。また第8回団交から、経営法曹の伊藤弁護士が加わり、組合への反動的対応を固定化させたことで、法人の変質は確定化し、組合に対して文章回答もしない、その場で解決できることでさえ理由もなく対応しないということが継続します。労使対等であるならば、必要なだけの理由を述べるべきです。しかし何事にも「理由を言う必要はない」「見解の相違」「人事権だから言う必要はない」とわけも言いません。それは今般の就業規則の改悪についても同じです。08年11月18日第16回団交において「一字一句変えない」で12月1日から改悪を強行するという事前協議をしない点で決定的な団交になったのですが、こうした団交のように固定化・確定化したのが07年12月11日の第8回団交でした。だからその直後から労働委員会闘争を始めたのでした。

第3回審問は石川証人への法人側からの反対尋問でした。法人側の代理人の弁護士2名が石川証人に質問しました。最初の質問は「藤原前理事長、松友前常務理事、副島理事長は労使関係について、あまりご存じないと思いませんか」というものでした。

これにはあきれました。藤原氏は地元兵庫県三田市で民間会社を経営するオーナーです。大手チェーン店の外食産業も手掛けて従業員を雇用していますし、副島理事長も地元広島県尾道市因島ではいくつも施設を経営し、職員も雇用する経営者です。松友氏については別の労働組合との団交も経験しています。慣れていない？ 全く組合が何も知らない法人役員を誑かしたかのごとくに描こうとしたのですが、地元でも「名士」である経営者たちが労使関係がわからないはずだと、質問のお粗末さと弁護士が法人をいかにも侮っていることを暴露したものです。また組合が「大衆団交」をやったとか、大声を出すとか、侮辱的な言葉を使うとか、警察がやってきたとか、労働組合＝「不法者・乱暴狼藉者」というキャンペーンでもしたような口ぶりです。平野弁護士に至っては、尋問中に公益委員に見えないところで右拳で握ったボールペンの先を石川証人の左手に刺さりそうになるように近づける危険なシーンもあり、組合潰しのためには何でもやる「危ない人」だとわかりました。

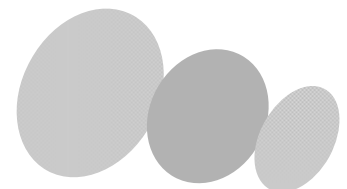
最も驚いたことは、伊藤弁護士が労働委員会での尋問最中に組合への支配・介入の不当労働行為をおこなったのです。それというのも、団交に参加した特定の育成会職員について「過去及び現在において組合員であるかどうか」にこだわり、審問されている不当労働行為事件の真理解明とは関係もなく質問を繰り返し、また公益委員がそれを制止するどころか、証言を促すという状態でした。組合側は皆すぐに「支配・介入」とわかったのですが、どうも弁護士も公益委員も自分の発言が支配介入と気がつかない。不当労働行為問題で対応する弁護士が、実は不当労働行為ってことをわかってないと自ら証明してしまったようなものです。

また平野弁護士が第2回団交について、年月日をわざと元号に言い換えて質問してきたので、証人が「西暦で言うか、西暦でも言って下さい」と返したところ、伊藤弁護士は割り込んで「一般に、公用に使われるのは元号を使っているのが通例ですよ」と言い、公益委員がそれに乗じて「公用は元号なんで、裁判でも何でもね。だから、元号が本当なただけれども」などと言うのは、なにごとにつけ法人側には無批判になるのが態度として通例になっているからで、傑作なのは、この日、法人側がはじめて労働委員会に出した乙第一号証「不当労働行為救済申立後の団体交渉実施状況」には団体交渉の10回分（10日分）が記載されているのですが、これが全部西暦で書かれているのだから、伊藤・和田ご両人の主張によれば、これは「公用」の文書ではないということになります。小さなこととはいえ、とにかく法人側の肩を持つ習い性がこういうところにも現れています。

法人側弁護士は主尋問にはない、事実を反した質問ばかり投げってきたので組合代理人は猛烈に抗議しましたし、石川証人は終始一貫奮闘して反対尋問を終えました。法人側にとって、石川証人が主尋問で証言として明らかにした点を反対尋問で否定できたことは何ひとつなく、ただひたすらに警察の話しを長くやってみたり、組合側と法人側のどちらの声が大きいかみたいなことを質問してみたりと無駄で徒労な質問に2時間も費やしたのでした。

法人の不当労働行為がまた増えました。①団交拒否（理事長）、②スト破壊（事務局長）のみならず、③支配・介入（弁護士）と3つそろって、オン・パレードです。やはり、1つの不当労働行為は、経営法曹の弁護士を通してさらに蔓延し、そして法人を骨の髄まで腐らせることになるでしょう。

組合は即座に再主尋問を要求し、次回**3月16日第4回審問**は再主尋問となりました。ぜひ、傍聴をお願いします。





「政府紙幣」の時代の春闘論



日銀券とは別に政府自身が発行する「政府紙幣」の可能性を検討する自民党の議員連盟が発足したという。設立の準備会で自民党の菅議員は「(100年に1度の危機だから)従来の発想を超えた100年に1度の対策が必要だ」と強調。大規模な追加経済対策の実施も視野に、今年度中に政府・与党に実現を働きかけることにしている。大企業が軒並み、倒産やら業績悪化で、政府の財源は特別会計の埋蔵金にも限界があり、赤字国債増発を回避する手段として浮上した。

政府紙幣は「麻生政権1万円券」などと印刷した紙幣を、政府が日銀券と同等の価値と保証。これにより増えた歳入を公共事業の財源などに回そうという発想で、規模は国民一人あたり50~60万・100兆円規模とすら言われている。「景気対策」に1万2千円の定額給付金どころでは大した効果もないことはわかっているのだ。

こんなデタラメをすればハイパーインフレをもたらすのは必定だから、さすがに自民党内にも反対論があるものの、しかし、こういう議論が起こってくるのは金融大恐慌時代のなかでのこと。

このような政府紙幣の究極は軍票である。侵略をした占領地で日本軍が略奪の代償に手渡した。「軍票は領収書だ」とする見解もあるが、「借金を増やさず、財源調達ができる」という機能性において軍票は政府紙幣の一種だと考えられる。その点で「究極の政府紙幣が軍票だ」というほうがわかりやすい。

軍票とは、発行し放題の「打出の小槌」のようなものであり、物資徴発(略奪)の見返りに「支払われる」。しかし流通すれば当然インフレになる。軍票の発行によってインフレになったことからして流通したのは事実だ。領収書だとしても流通した以上、紙幣の機能として通用した訳である。

政府紙幣がコントロールなく流通すればハイパーインフレになるが、そうしたら政府の持つ多額の借金は目減りをする一方、労働者の名目賃金は減少し、なんらかの各種給付を定額を受け取っている人は給付が下げられたのと同じことになる。「弱者」・高齢者は本当に生きていけない。こういうことが本当に議論されているのは資本主義のシステムが終わりに近づいている証左だとはつくづく言える。

こういう時代の春闘ではどういう要求がふさわしいのか、今後議論をしていきたい。

* * * * *



(写真は、香港日本総領事館前で戦後紙屑となった香港軍票の兌換を求めて抗議する吳溢興(ン・ヤッピン)香港索償協会主席＝龍眼撮影。太平洋戦争で日本軍占領下におかれた香港では、軍票のみを唯一の法貨とする「軍票一色化政策」が推進された。このため、住民が持っていた香港ドルは回収され、隣接するポルトガル領マカオで、タングステン、麻縄などの戦争遂行物資の買いつけに利用された。戦後、「無効、無価値」となった軍票をつかまされた香港住民は、日本が国際社会に復帰した1950年代から、対日賠償請求運動を展開。68年に香港索償協会を結成。93年には日本政府を相手取り東京地裁に損害賠償請求訴訟を提訴した。01年に最高裁は上告を棄却。法廷闘争は終わったが、いまま戦争にまつわる記念日には、日本総領事館にデモ、陳情をくり返している)。

<http://www.actiblog.com/longan/23990#extend> から引用

第1回組合員例会として「障害者自立支援法」学習会を開催**◎ 09年組合員の例会を開始した。**

7年12月の第7回大会で決めて1年の間に実際にできたこととして、1) 執行委員会の定期的開催 2) 闘華の毎月(10日)発行が挙げられる。08年10月から開始した、月に1度の組織拡大情宣も継続されている。

さる08年12月23日の第8回大会では、組合員例会をできるだけ毎月継続的に行うことと、事務所の書類の整理などが、委員長から強調された。

大会に参加された来賓のなかには、意外に地味なことを強調されたという感を持たれた方もおられたかもしれないが、このふたつが委員長の昨今の悲願である。そういった熱意のもと、片や1月24日に書類整理に決定的な、組合事務所の棚が製作・取り付けられたという快挙にわきたつきなか、1月26日夕刻から、「障害者自立支援法」についての学習会が「第1回組合員例会」として開催されたのである。このふたつをもってしても、わが組合の09年躍進たるや疑う余地はない。

学習会参加者は執行委員会に参加しているものとあまり大きな違いはなかったが、それは組合の現状でもあるし、執行委員会が闘って団結していることが労働組合の根幹であるので、そのことは大して苦にもならない。

参加人数から講師を呼ぶに予算計上がしにくいし、ともかく自分たちでみずからやってみることが重要なので、執行委員会のなかからチューターをもらって議論をした。

さて、ここから2点ほど個人的な感想めいたレポートとなるが、私たちが気をつけなければならないのは、障害者自立支援法についての背景がきちんと理解されていないと、法律の条文をみたって問題の所在はよくわからないということで、今回の学習会を通して、わかっていることと、わかっていることとの整理が進んだ気がする。

◎ 応能負担から応益負担へ変更された意味を考える。

まず、社会福祉基礎構造改革が、日本帝国主義の「改革」路線のなかにあつて、「改革」という形を装いながら労働者と民衆に犠牲を強いるものであること。「措置から契約へ」と言われるが、実際の契約において実質の「自由」があるわけではない。限られた条件のなかで、(社会福祉「サービス」の)資本が供給する範囲での選択でしかない。「契約」と言われると、なにか「自由な選択」というイメージが伴いやすいが実際にはそういうものではない。

このように、「サービス」を受ける側が自分の責任で選択をしたという形をとることによって、公共としての責任逃れをはかってしまうのである。生きる権利として行政・自治体に責任をとらせることによって「権利」を行使できる余地があったものが、行政という形で責任をとらせるべき存在はいなくなって、自由な契約によって「水平的な相互の「サービス」の提供＝利用関係だ」というように変えられ、これが「応能負担から応益負担に変わる」こととセットになっているわけである。それを補完するものが「成年後見」である。これも社会的な責任が本人との契約的な関係に変えられている。

もちろん、実際上の不都合の実例をはっきりさせて、不利益を回復する闘いが重要だが、最大の問題は、ひどくなった負担の額ということだけではなくて、行政の責任が不在ということなのである。

これは製造業にまで非正規労働者の増大(そして「派遣切り」ということ)だって同じような構造が横たわっているのではないだろうか。もちろん「派遣切り」は派遣先の企業の責任をあいまいにしてはならない。そのうえで・・・

(6ページに続く)

UTG 活動経過 & スケジュール

労働者がその仕事を契約したのは、本人が選択したことだという「みせかけ・装い」がされているが、しかし、ほかに就職の道がなく、派遣という雇用契約で働かざるを得なかったという人もたくさんいるのが現状であることは、周知のことである。だから、その会社で働いていたことも、派遣契約という形をしたことも本人の選択だとされているのは、ものごとの表面だけでしか判断されていないことによる。

われわれ労働者は労働力を売ることによってしか生きていけない。だから、ほかに選択の余地がなければ派遣で働くこともあるが、それを好きで選んだわけではない。しかしそれは「自己責任」と言われる。

社会保障もこのように事実上は選択の余地なく選ばざるを得ない「選択」を自分の責任にさせてしまうのが、「契約」というシステムである。この「自己の責任」にされているということを打ち破っていくことは重要だ。共通した構造であるがゆえに、労働者にも福祉「サービス受益」者にも共通して言えることだ。

そういうことを考えさせられた。

◎障害者自立支援法が位置する歴史的流れでの意味

もうひとつは、社会保障と福祉にかかわる経年的な流れの全体を見渡さないと、障害者自立支援法の歴史的な位置がよくわからない。話しを聞いているうちに社会福祉関連の法律の改変には00年前後と05年前後のふたつのピークがあるように思えてきたが、政治情勢も絡めて全体構造をとらえないといけない。そんなことも考えた。

組合としては、学習会を持ち始めてみて、さらに組合の力をつけていける予感がしてきている。

1月	日	月	内容
	12日	月	三多摩労組交流センター旗開き
	13日	火	ブリタニカ団交
	14日	水	育成会団交
	15日	木	教育社社長宅闘争
	16日	金	5.27 臨大闘争弾圧裁判
	17日	土	コンテンツ委員会・組織拡大情宣
	18日	日	明大理事長宅闘争
	19日	月	機械工業新聞労組情宣
	20日	火	ス労自主品川情宣
	21日	水	山田書院労組鎌取情宣
	22日	木	明大支援共
	23日	金	育成会都労委第3回審問、ス労自主品川情宣
	24日	土	組合事務所棚製作、法大闘争集会
	25日	日	南部地区労組定期大会、反戦共同全活
	26日	月	第1回例会：障害者自立支援法学習会、ライブアイト不当判決、教育社ニュートン情宣
	27日	火	ブリタニカ行訴で弁護士と面談
	29日	木	ブリタニカ行訴提出、明大生協労組に間接強制の仮処分
	30日	金	ブリタニカ社前情宣、育成会分会参宮橋駅ビラ情宣、ふじせげモ、5.27 臨大闘争弾圧裁判
	31日	土	共同行動学習会、労組交流センター全国総会
2月	日	月	内容
	1日	日	労組交流センター全国総会
	2日	月	定期執行委員会
	3日	火	育成会都労委第3回審問速記録受理
	5日	木	明大生協全国入試情宣
	7日	土	明大生協入試情宣
	8日	日	都教委包囲ネット集会
	11日	水	組合臨時大会 14時～神保町区民館
	12日	木	経団連デモ
	13日	金	育成会法対会議 19:00～、全都実・保安処分立法を許さない集会 しごとセンター 18:30～ 5.27 臨大闘争弾圧裁判
	16日	月	09春闘勝利国鉄1047名解雇撤回 生きさせろ!!ゼネストへ!!労働者総決起集会 すみだ産業会館サンライズホール 18時半～
	21日	土	核と戦争をなくそうビキニデー集会 18:30～阿佐ヶ谷地域区民センター
	23日	月	反戦反核連続講座
	24日	火	組合第2回例会(学習会)、共同行動国会行動 8:30～
	26日	木	経団連デモ
	27日	金	労働法連絡会全体会議 18:30～ しごとセンター5階、5.27 臨大闘争弾圧裁判
3月	日	月	内容
	2日	月	定期執行委員会
	7日	土	国際婦人デー集会
	20日	金	ワーカーズアクション実行委渋谷デモ 13:30～代々木公園B地区
	22日	日	戦争と治安管理に反対するシンポジウム4



編集後記

- ◇ずーと懸案だった事務所の机の上の棚をやっと設置できた。窓の棚も出来て、窓の上や会議机の上まで占拠していた組合の書類をやっと片付けられた。春待てば 風の色にも ときめきて、かも。(俊)
- ◇只今加療中ですが、医師の「患部が改善されている」との言葉に嬉しく思っています。(爽)